

## 横浜市資格取得に関する助成金 Q & A

平成 31 年 4 月 19 日更新

<補助対象>

### Q1 どのような資格が対象となりますか。

A1 建設業法、建築士法、技術士法、測量法等に定められる国家資格です。

次のものは対象となります。なお、下表にない場合は、個別にお問い合わせください。

法	資格		
建設業法	建設機械施工技士	土木施工管理技士	建築施工管理技士
	電気工事施工管理技士	管工事施行管理技士	
	造園施工管理技士		
建築士法	一級建築士	二級建築士	木造建築士
	建築設備士		
技術士法	技術士	技術士補	
測量法	測量士	測量士補	

### Q2 一人が複数の資格を受検・受講する場合、対象となりますか。

A2 なります。ただし、当該年度につき申請は1回となりますので、まとめて申請してください。  
(1社につき上限10万円)

### Q3 指定図書の購入は対象となりますか。

A3 講習会受講に必須の取り扱いとなっていて、その旨が分かるチラシ(冊子)及び領収書があれば対象です。

<補助対象者の要件>

### Q4 特定建設業の許可を受けている事業者でも対象となりますか。

A4 対象となります。その場合、申請の際は特定建設業許可通知書の写しを添付してください。

### Q5 試験に合格することが条件になりますか。

A5 可否は問いません。

### Q6 個人で経営している場合でも対象となりますか。

A6 なりません。補助対象となるのは、建設業の許可を受けている「企業」の「従業員」が受検・受講する場合です。

<その他>

**Q7 建設労働者確保育成助成金と併用して申請することはできますか。**

**A7** できません。企業が他の機関から同種の助成を受けた場合、交付決定を取り消します。交付済みの場合には返還していただきます。ただし、建設労働者確保育成助成金の対象外となる受検費用は、申請することができます。

**Q8 教育訓練給付金で個人が助成を受けた分以外を企業が補助している場合、補助分を申請することはできますか。**

**A8** できます。企業が同種の助成を受けていない場合は、申請することが可能です。